

平成二十年五月十三日受領
答弁第三三〇号

内閣衆質一六九第三三〇号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応等
に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成十五年四月に作成されたと認められ、現在、外務省大臣官房在外公館課において保管する先の答弁書（平成二十年四月二十二日内閣衆質一六九第二九〇号）一から三までについて述べた文書のほか、在ウズベキスタン日本国大使館において保管する「潮の舞」についての美術品写真台帳等がある。

二について

御指摘の報告においても「潮の舞」の所在に関する有力な情報が得られておらず、断片的な情報をお答えすることで無用な誤解を与えるおそれがあることから、その内容についてはお答えを差し控えたい。

三について

御指摘の記事に事実と反する記述が含まれており、報道機関から御指摘の四点の美術品を中心に事実関係に関する照会が多くなされたことから、外務省大臣官房において、事実と反する記述の例示として掲載

することを決定したものであることは、先の答弁書（平成二十年四月二十二日内閣衆質一六九第二九〇号）五について等で繰り返し述べたとおりである。